

事 務 連 絡

平成29年4月27日

各市町立小・中学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所

総務・給与担当室長

特別支援学級担当(解任)に係る給料の調整額支給調書について

標記の件につきまして可否判定を行いましたので送付いたします。給与報告
後、給与明細書により給料の調整額が支給されているかを御確認ください。

東 部 教 育 事 務 所

総 務 ・ 給 与 担 当 戸 来

電 話 048-737-2727